

定額減税補足給付金（不足額給付）についてのご質問（Q & A）

※随時、更新されます。

番号	質 問	回 答
1	どのような方が不足額給付の支給対象となりますか？	令和7年度個人住民税が徳島市で決定される方（令和7年1月1日時点で徳島市に住民票登録がある等）で次の不足額給付1、不足額給付2のいずれかに該当する方が対象となります。ただし、納税義務者本人の合計所得額が1,805万円以下である場合に限りです。 1. 不足額給付1 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間に差額が生じた方。 2. 不足額給付2 本人及び扶養親族等として定額減税の対象外であり、かつ<u>低所得者世帯向け給付</u>の対象世帯主・世帯員に該当していない方 ※低所得者世帯向け給付とは、 ①令和5年度非課税世帯への給付（7万円） ②令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円） ③令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）
2	不足額給付1を受け取るための手続きはどのようにすればいいですか？	①当事業において徳島市が支給要件・口座情報を把握している方 8月初旬頃から順次「徳島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給のお知らせ」を送付します。口座情報等の内容等に変更がなければ手続不要です。（※記載された口座に入金します。） ②当事業において支給金額、支給要件は把握しているが口座情報などを徳島市が把握できていない方、本人と口座名義人が異なる方等 8月中旬頃から順次「申請書」をお送りします。必要事項・必要書類を添付し、10月17日（※当日消印有効）までに返送してください。 ③上記①、②以外の方 <u>対象となられる方から</u>申請していただくこととなります。令和6年1月2日～令和6年12月31日の間に本市に転入され、令和7年度個人住民税が徳島市で決定される方（令和7年1月1日時点で徳島市に住民登録がある等）等が対象となります。下記に記載されたA、Bの書類が必要となります。 ・ A 「徳島市定額減税補足給付金（不足額給付）申請書」 ・ B 当初調整給付の支給確認書 Aについては、市HPでダウンロードしていただくか、もしくは、徳島市定額減税補足給付金（不足額給付）相談窓口（徳島市役所1階国際親善コーナー）で配布（※令和7年7月22日（火）までは市役所南館1階ATMコーナー横で配布）しております。 Bについては当初調整給付を受給されているがお手元にない場合は、<u>令和6年個人住民税が決定された自治体（令和6年1月1日時点で住民票登録があった自治体）にご確認ください。</u> ※当初調整給付には該当しなかったが本給付金の対象となりうると判断された場合は、「令和6年度分個人住民税の納税通知書（写し）」または「特別徴収税額通知書（写し）」もしくは「令和6年度所得課税証明書（写し）」をご提出ください。 上記の書類については、令和6年個人住民税が決定された自治体（令和6年1月1日時点で住民票登録があった自治体）で取得できますので、ご確認ください。
3	不足額給付2を受け取るための手続きはどのようにすればいいですか？	対象となられる方から申請していただくこととなります。必要な書類につきましては、下記の書類が必要となります。 ・ A 「徳島市定額減税補足給付金（不足額給付）申請書」 →申請者全ての方が必要となります。 ・ B 申請者の個人住民税所得割額が把握できる書類（写しでも可） （例）令和6年度個人住民税の納税通知書または令和6年度の所得課税証明書 →令和6年1月2日～令和6年12月31日に徳島市に転入された方のみ必要です。 ・ C 事業主の令和6年分所得税確定申告書または令和6年分青色事業専従者に関する届出書の写し等 →青色事業主専従者または、事業専従者（白色）の方のみ必要です。ただし、事業専従者（白色）の方については、事業主の令和6年分所得税確定申告書のみの取扱いとなります。 Aについては、市HPでダウンロードしていただくか、もしくは、徳島市定額減税補足給付金（不足額給付）相談窓口（徳島市役所1階国際親善コーナー）で配布（※令和7年7月22日（火）までは市役所南館1階ATMコーナー横で配布）しております。 Bについては、令和6年度個人住民税が決定された自治体（令和6年1月1日時点で住民登録があった自治体等）で取得できます。 Cについては、ご自身でご用意ください。

定額減税補足給付金（不足額給付）についてのご質問（Q & A）

※随時、更新されます。

番号	質 問	回 答
4	不足額給付関係の書類を紛失してしまいました。どうすればいいですか？	●「徳島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給のお知らせ」を紛失された場合 上記の書類について再発行はできません。「支給のお知らせ」に記載されていた口座へ入金予定なので通帳に記帳等し、ご確認ください。 ●【申請書を紛失された場合】 ①徳島市から「申請書」を送付された方（当事業において支給金額、支給要件は把握しているが口座情報などを本市が把握していない方、本人と口座名義人が異なる方等） →「申請書」を再発行いたしますので、徳島市定額減税補足給付（不足額給付）コールセンター（以下「コールセンター」という。）（TEL:088-622-1711）へお申し出ください。 ②対象となられる方から「申請書」を取得いただいた方 徳島市役所1階国際親善コーナー（※令和7年7月22日(火)までは市役所南館1階ATMコーナー横）で配布もしくは、徳島市HPでダウンロードしてください。
5	今回不足額給付の対象となっていますが、令和6年度に実施された当初調整給付について申請をしておらず、受給できませんでした。未受給分の当初調整給付の分も合わせて今回の不足額給付受給できますか？	未受給分の当初調整給付については、すでに申請受付期間が終了しているので、支給することはできません。ただし、不足額給付も対象とされている場合は、手続きを行っていただければ、不足額給付分については、受給できます。
6	不足額給付1に該当し、徳島市から「徳島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給のお知らせ」が送付されましたが、自分が想定していた支給金額と異なっていた場合はどうすればいいですか？	コールセンター（TEL:088-622-1711）へお問い合わせください。手続きを行う必要がある場合は、①本人確認ができる書類（運転免許書、保険証等）と②該当年度の所得税、住民税等が把握できる書類（確定申告書、源泉徴収票等）等をご自身で準備し、ご提出していただく場合があります。
7	令和7年1月2日に徳島市に転入し、住民票登録を行いました。不足額給付の対象となりますか？	不足額給付については、令和7年度個人住民税を課税する自治体（令和7年1月1日時点で住民票登録がある自治体等）が行うこととなっています。よって徳島市が個人住民税を課税する自治体に該当しない場合は、対象となりません。
8	不足額給付は、課税及び差押えの対象となりますか？	本給付金は課税及び差押えの対象とはなりません。
9	これまで外国に居住しており、令和7年1月2日以降に入国した場合、不足額給付の対象となりますか？	令和7年1月1日に外国に居住していた場合は、令和7年度個人住民税の課税対象外となるため、不足額給付の対象となりません。

定額減税補足給付金（不足額給付）についてのご質問（Q & A）

※随時、更新されます。

番号	質 問	回 答
10	租税条約に基づく減免の対象となる所得がありますが不足額給付の対象になりますか？	租税条約に基づく減免の対象となる所得は、課税所得とされませんので、不足額給付の支給対象外となります。
11	提出書類の記入方法が分かりません。教えてください。	コールセンター（TEL:088-622-1711）へお問い合わせください。 また、市役所1階国際親善コーナーの相談窓口でも、書類の記入の問い合わせや提出を受け付けています。
12	源泉徴収票の摘要欄に記載されている「源泉徴収時所得税減税控除済額」、「控除外額」とは何ですか	「源泉徴収時所得税減税控除済額」とは、その収入に対する所得税から定額減税された金額であり、「控除外額」とは、減税しきれなかった金額のことを言います。
13	源泉徴収票の摘要欄に記載された控除外額が不足額給付の支給金額になりますか？	必ずしも、控除外額と不足額給付支給額が一致するとは限りません。 令和6年度の当初調整給付では、推計所得額（令和5年分所得税）を元に算定し、支給を行っております。よって当初調整給付の算定額が不足していない場合は、不足額給付は支給対象外となります。 ※複数箇所から収入がある場合は、全ての課税状況から判断していただくこととなります。
14	令和5年中は無職で収入もなく、住民税も所得税も全くない状態でした。令和6年から就職し、仕事をしており、住民税、所得税とも課税がありました。この場合、不足給付の対象になりますか	令和5年中に無収入であった場合でも令和6年分所得税、令和6年度個人住民税等が課税されていた場合は、令和6年度の定額減税の対象となっております。定額減税で所得税、住民税が減額しきれなかった場合は、不足額給付の対象となります。
15	令和7年中に子どもが生まれ、扶養親族が増えましたが、その分の不足給付はいただけますか？	不足額給付の対象にはなりません。 ※令和6年中の所得税の計算においては、扶養の状況は令和6年12月31日の状況で算定するため、令和7年中に扶養親族が増えた場合でも、不足額給付には影響しません。
16	事業専従者で令和6年分の所得税額と令和6年度の個人住民税所得割が0円でした。不足額給付2の対象となりますが？	下記の(1)～(3)の全ての要件を満たす場合は、不足額給付2の支給対象者となります。 (1) 所得税、個人住民税がないことにより、本人として定額減税の対象外であること。 (2) 扶養親族として定額減税の対象外であること。 (3) 低所得世帯向け給付（※）の世帯の世帯主・世帯にも該当していないこと。 ※低所得世帯向け給付について ① 令和5年度非課税世帯への給付 ② 令和5年度均等割のみ課税世帯 ③ 令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税世帯となった世帯への給付
17	事業専従者で令和5年分、令和6年分の所得税、令和6年度、令和7年度の個人住民税が課税されていました。また、調整額給付を支給してもらいました。今回の不足額給付2の対象になりますか？	事業専従者本人に対し、所得税、個人住民税が課税されており、定額減税の対象となっていることから、不足額給付2については対象外となります。ただし、令和6年の所得税が令和5年の所得税を下回っている場合や令和6年中に扶養親族が増加した場合等は不足額給付1の対象となる場合があります。